

第3期仙台市地域保健福祉計画（中間案）

平成27年11月

仙 台 市

第3期仙台市地域保健福祉計画（中間案）

目次

第1章 計画の策定趣旨及び位置づけ	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	4
4 市民参加による計画策定	4
第2章 地域保健福祉に関する現状と課題	7
1 第2期計画の振り返り	7
2 統計データ等からみる本市の現状	10
3 アンケート調査の結果	14
4 ワークショップの結果	15
5 地域保健福祉を推進していく上での課題	17
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本的な考え方	19
2 「地域」の考え方と目指すべき姿	21
第4章 計画の目標及び取り組みの基本的方向	23
1 基本理念	23
2 基本目標	23
3 取り組みの基本的方向	24
第5章 施策の展開	28
1 多様な地域活動への参画と協働環境の充実による市民力のさらなる推進	31
2 地域をつなぎ地域の魅力や活力を高めるリーダー・コーディネーターの育成	33
3 身近な地域でともに支え合うネットワークづくりの推進	35
4 地域と社会資源との多角的・重層的な交流連携の推進	37
5 確かな地域保健福祉基盤のもと誰もが自立・共生できる環境づくりの促進	39
第6章 計画を推進するための取り組み	41
1 仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	41
2 市の関係部局内の連携	41
3 市社会福祉協議会との連携	41

第1章 計画の策定趣旨及び位置づけ

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化が急速に進展する中、社会の都市化に伴う人々の流動性の高まりや価値観の多様化などに起因した地域社会への帰属意識の低下が、人と人とのつながりを一層希薄化させ、地域で支え合う機能の脆弱化が進んできている状況にあります。

一方、本市では、東日本大震災において、若者をはじめとする多くの住民がボランティア活動へ参加するなど、市内各地域で培われてきた絆や、自助・共助といった「市民力」が確認されるとともに、市民活動団体や企業、大学など、地域の多様な主体が持つ専門性や特性を活かした取り組みが、復興の大きな原動力となったことが確認されました。

こうした「市民力」や地域におけるさまざまな主体間の連携・協働の取り組みを、より一層高め、地域に根付かせていくことを目的として、平成24年10月に「支え合いのまち推進プランー第2期地域保健福祉計画ー」を策定したところです。

この計画では、支援者の養成研修や自主グループの立ち上げ支援による担い手の育成のほか、コミュニティソーシャルワーカーを中心とした復興公営住宅建設地域でのネットワークづくりなどに取り組み、地域における支え合い・助け合いのまちづくりに向けた土台づくりを進めてきました。

しかしながら、この間の高齢化のさらなる進行や、生活困窮など複合的な課題を抱える世帯の増加、家族内での支え合い機能の低下による社会的・経済的弱者の孤立の恐れなど、地域における課題がますます多様化・複雑化するとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年を控え、介護保険制度の改正を始めとする社会情勢の変化も相まって、地域住民主体の共助の取り組みや公的機関を含めたネットワークの充実が一層求められてきています。

このような課題を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で、自立し、安心して自分らしい充実した生活を送ることができる地域社会の実現に向けて、地域における活動の担い手やリーダー・コーディネーターといった人材の育成を行いながら、地域課題を解決する重層的なネットワークを形成するなど、地域において支え合い・助け合う力（地域の福祉力）を高めていく取り組みをさらに充実させていくため、第3期仙台市地域保健福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、地域における支え合いを促進し、行政をはじめ町内会、民生委員児童委員（以下、「民生委員」という。）、地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、事業者、学校、企業、専門機関等が、協働により地域保健福祉を推進していくための基本目標や施策の方向性を定めるものです。

(1) 法的な位置づけ

本計画は、第1期及び第2期仙台市地域保健福祉計画と同様、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけ、法律に定める必要事項を盛り込むとともに、平成19年8月の厚生労働省社会・援護局長通知に基づく「要援護者支援方策」や平成26年3月の同通知に基づく「生活困窮者自立支援方策」も盛り込んでいます。

<参考>社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 本市の各計画等との関係

本市では、平成23年3月に新たな「仙台市基本構想」を策定し、21世紀半ばに向けて仙台が目指す都市の姿の一つとして「支え合う健やかな共生の都」を掲げています。また、この基本構想に掲げる都市像を実現するために取り組むべき施策を体系的に示す長期計画として「仙台市基本計画」（平成23年度～平成32年度）を策定しました。

さらに、平成28年3月には、基本計画に掲げる目標や施策の方向性について総合的かつ計画的な推進を図るとともに、東日本大震災からの復興のトップランナーとして取り組むべき施策について盛り込んだ、「（仮称）仙台市新実施計画」を策定する予定です。この「新実施計画」は、基本計画の後半5年間に係る市政運営の方向性を明確にし、重点的に取り組むべき施策に関する戦略について取りまとめる予定の「仙台市政策重点化方針2020」を踏まえて策定されます。

本計画は、この仙台市総合計画（基本構想・基本計画・新実施計画）を上位計画

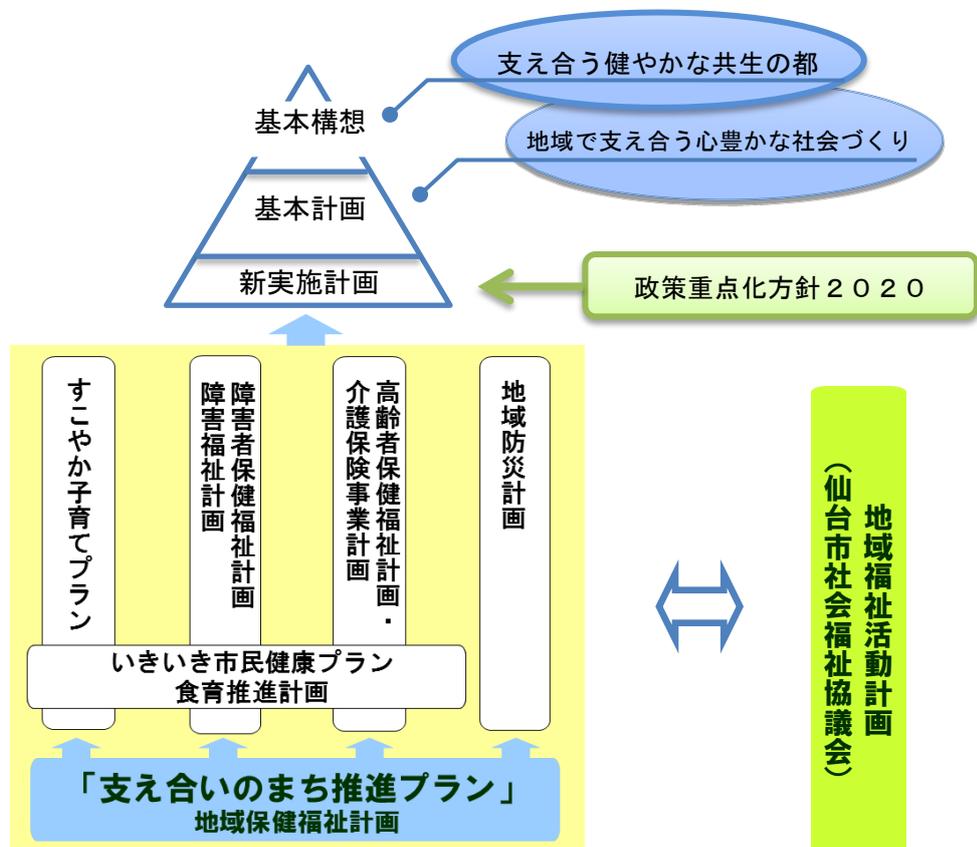
とし、対象別の保健福祉計画である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者保健福祉計画・障害福祉計画」「すこやか子育てプラン」や「地域防災計画」といった各分野別の計画が、地域においてより効果的に展開されることを支える役割を果たすとともに、健康づくりの基本計画である「いきいき市民健康プラン」や「食育推進計画」にも共通する地域保健福祉推進の理念を相互につなぐ役割を果たします。

(3) 地域福祉活動計画との関係

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）の策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民やさまざまな機関・団体が、連携・協働しながら地域福祉活動を進めるための民間の活動計画です。

本計画と地域福祉活動計画は、ともに地域における保健福祉を推進していく計画として、それぞれの役割を活かしながら相互に連携を図る必要があります。本市と市社会福祉協議会をはじめ、地域住民・地域団体・関係機関の連携・協働により、一体的に推進していきます。

【第3期仙台市地域保健福祉計画の位置づけ】



3 計画期間

本計画の計画期間は、仙台市基本計画及び各保健福祉計画との整合を図ることから、平成28年度～平成32年度までの5カ年とします。

4 市民参加による計画策定

(1) 仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

本計画の策定にあたっては、高齢者、障害者、子育てといった個別分野を超えて社会福祉を総合的に推進するため、平成27年3月に「仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」を設置し、同年5月から福祉関係団体、医療関係団体、ボランティア団体、NPO、町内会、学識経験者など14名による審議を行いました。

(2) 計画策定過程における市民参加

本計画は、地域保健福祉を推進するための活動等に市民が主体的・積極的に参加し、関係機関や行政と連携・協働しながら、互いに支え合う関係づくりを構築することを目的としています。このため、計画の策定にあたっては、地域保健福祉の推進についての市民の関心を高め、身近な地域における課題を発見し、解決策を探る過程を共有しながら、幅広い市民意見を反映させる必要があります。

本計画策定過程における市民参加として、以下の取り組みを実施しました。

① 市民アンケート

地域保健福祉に関する市民のニーズや意識・意見を把握し、また、市民から見た地域と社会福祉施設やNPO法人との関わりの実態等を把握することを目的とし、次のとおり市民意向調査を実施しました。

- 調査期間 平成26年12月5日～12月19日
- 調査対象 16歳以上の市民から無作為に抽出した5,000人
- 調査方法 郵送方式
- 回収数 2,050票（回収率41.0%）

② ワークショップ

地域社会が抱える課題が複雑化する中で、行政が提供するサービスとともに、身近な生活圏域を中心とした住民相互の支え合いの活動やネットワークの重要性が年々高まってきています。

本市では、これまでの計画の推進や東日本大震災からの復興へ向けた市民力の高まりとともに、地域課題に対する住民主体の取り組みが、さまざまな形で行われてきました。

こうした地域社会において展開されているネットワークや活動者から、活動の現状や課題、取り組みの工夫等について話し合う「ワークショップ」を、市社会福祉協議会との共催により、平成27年6月から9月にかけて全4回にわたり開催しました。

- 第1回 住民相互の支え合い活動の課題
- 第2回 地域福祉活動への学生参加の課題
- 第3回 高齢社会における住民主体の支援体制づくりの課題
- 第4回 復興に向けた地域の支援ネットワークづくりにおける課題

③ 市民フォーラム（地域福祉セミナー）

「ワークショップ」で出された課題や、地域保健福祉の推進における市民との連携・協働の必要性について、広く参加者と共有することを目的として、市社会福祉協議会との共催により、平成27年11月9日に「地域福祉セミナー」を開催しました。

第2章 地域保健福祉に関する現状と課題

1 第2期計画の振り返り

第2期計画では、基本目標として、「みんながつながり、考え、行動し、ともに支え合う保健福祉のまちづくり」を掲げ、その実現を図るため、また、震災復興計画期間の中で進める地域保健福祉計画として、緊急に取り組む必要のある次の5つの項目を重点施策として位置づけ、推進してきました。

重点施策ごとの主な取り組みと今後の課題は次のとおりです。

重点施策① | 人材・コーディネーターの育成

地域における保健福祉活動を活性化するため、効果的な講座や研修を開催し、人材やコーディネーターの育成を推進します。

主な取り組み

- 障害者や高齢者に関わる支援者養成講座や研修を実施し、地域における支え合い活動の担い手の育成と支援のスキルアップを図りました。
- 地域における自主グループ等の活動のリーダーやコーディネーター、ボランティアを養成することで、地域における保健福祉活動の活性化につながりました。

今後の課題

- フォローアップ研修の実施や、地域の中で認知され機能する存在となるよう町内会等へ周知するなど、受講後に活躍できる仕組みの検討が必要
- コミュニティソーシャルワーカーの活動事例集の作成などによって経験やノウハウを引き継いでいくことが必要。また、コミュニティソーシャルワーカーが地域主体の取り組みを支援し、地域における担い手を育成していくことが必要

重点施策② | 話し合う場づくり

地域への関心を高め、活動や連携のきっかけとなるような、地域住民や関係者が集まって課題を話し合う場づくりを促進します。

主な取り組み

- 地域包括支援センターによる担当圏域包括ケア会議において、地域の保健福祉医療関係機関のネットワークを形成しました。

- 地域における支援団体や社会福祉協議会、区役所等の定期的な情報交換や事例検討を各取り組みに反映すると同時に、関係機関のネットワーク形成につながりました。
- 復興公営住宅整備地区において、地域住民主体の課題解決に向けた話し合いが積極的に行われました。

今後の課題

- 多様な担い手や関係機関による連携・協働の取り組みをさらに促進するため、意見交換や情報共有ができる場づくりを推進することが必要
- 地域住民による福祉活動と専門の相談支援機関の連携のさらなる推進
- 地域が主体的に課題共有や解決のための話し合いを実施できるよう、コミュニティソーシャルワーカーが支援していくことが必要

重点施策③ | 地域内の見守り・支え合いの促進

支援を必要とする方に支援が行き届く仕組みや、支援活動の継続的・安定的な運営の仕組みづくりを推進します。

主な取り組み

- 市内 104 地区（平成 26 年度現在）の小地域福祉ネットワーク活動の実施により、町内会や地域のボランティア団体、学校等と連携しながら、地区の実情に合わせた住民同士の日常的な支え合い体制を構築しました。
- コミュニティソーシャルワーカーが、復興公営住宅建設地域等を主とした地域に積極的に向かい、関係機関との連携のための支援を行い、地域におけるネットワークづくりをコーディネートしました。

今後の課題

- 住民同士の見守り活動等が地域により温度差があるため、小地域福祉ネットワーク活動の充実に向けた支援が必要
- 地域の有効な資源を活かすコーディネート機能の充実
- 復興公営住宅入居者と既存の住民同士による見守り活動や交流活動の充実に向けた取り組みを推進し、地域ごとの課題や変化を捉えた地域づくりを支援していくことが必要

重点施策④ | 災害時要援護者支援体制の構築

災害発生時における地域住民相互の支え合い・助け合いによる避難支援の仕組みづくりを促進するとともに、被災後の要援護者の支援体制のさらなる整備に取り組みます。

主な取り組み

- 災害時要援護者リストと活用方法をまとめた資料を地域団体等へ提供し、登録勧奨・制度周知を図りました。
- 保健福祉施設と福祉避難所の協定の締結（平成 26 年度末現在 106 箇所）を進めました。また、福祉避難所の支援員が不足した場合に市が必要な支援員を派遣するため、市内指定訪問介護事業所と介護派遣協力に関する協定を締結しました。

今後の課題

- 地域住民一人ひとりへ災害時要援護者情報登録制度の周知・理解を促進しながら、地域での支援体制構築の取り組みを支援していくことが必要
- 地域関係者で課題を共有・検討していく中で、それぞれの地域の実情にあった要援護者支援体制を構築していくことが必要
- 災害時における専門ボランティアや福祉避難所開設要員などの人材確保・育成が必要

重点施策⑤ | 地域での相談機能の充実

地域の身近な相談窓口としての、民生委員や障害者相談員の活動、福祉施設などにおける相談支援機能を充実します。

主な取り組み

- 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、保育所の地域子育て支援センターなどにおいて、地域のさまざまな相談に対応できる体制を整備し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、支援を実施しました。
- 震災関連では、仮設住宅入居世帯への個別訪問による生活再建相談や学校へのスクールカウンセラーの派遣などによる児童の心のケアに取り組みました。

今後の課題

- 複合的な課題を抱える世帯や個別の対応が必要な世帯への継続的な支援を行える体制を整備するとともに、多様化する相談や専門性の高いニーズに対応するため、関係機関同士のネットワークをさらに強化することが必要

2 統計データ等からみる本市の現状

(1) 人口の推移と人口構造

①人口の推移

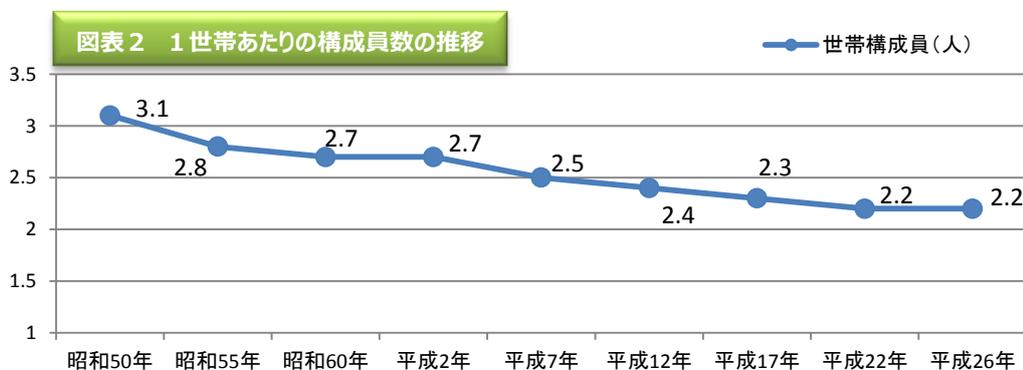
本市は、平成元年に政令指定都市へ移行し、平成 11 年 5 月に人口 100 万人を超えました。その後も、人口・世帯数ともに増加を続けています。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災によって、震災復興需要や被災地からの避難者の流入などの影響も受け、平成 26 年 5 月には、人口 107 万人を超え、人口増加率も伸びています。



【資料】国勢調査
 (ただし平成 26 年は 10 月 1 日現在の推計値。昭和 62 年に旧宮城町、昭和 63 年に旧泉市及び秋保町と合併したため、昭和 60 年から平成 2 年にかけての伸び率が大きくなっている。)

②世帯規模の推移

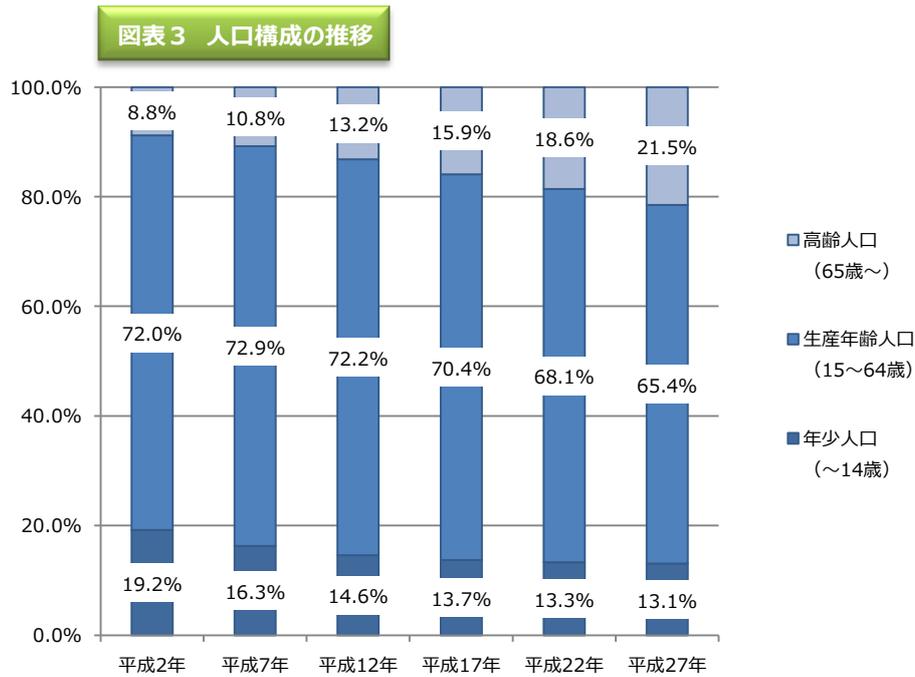
人口の増加率に比べて、世帯数の増加率の方が高く、世帯規模の縮小が進んでいます。



【資料】国勢調査
 (ただし平成 26 年は 10 月 1 日現在の推計値。)

③ 少子高齢化の進行

全国的な傾向と同様、本市においても高齢者人口（65歳以上）の増加と年少人口（15歳未満）の減少による少子高齢化が進んでいます。本市の高齢人口の割合は、平成22年には全体の18.6%でしたが、平成27年では、21.5%に上昇しています。一方、年少人口の割合は低下傾向が続いており、平成22年には全体の13.3%でしたが、平成27年では13.1%となっています。



【資料】国勢調査結果を基に、年齢不詳人口を除いて算出
 （ただし、平成27年は、3月末日現在の年齢区分別の人口構成がわかる住民基本台帳人口を使用）

本市における少子高齢化は、今後も進むものと予想されますが、本市の将来人口の推計については、現在推計作業中となっています。

図表4 将来人口の推計

単位：千人

年次	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
総人口 ※国勢調査	1,046		
高齢人口（65歳～）	192（18.6%）	年齢階層別推計値は 現在推計作業中	
生産年齢人口（15～64歳）	703（68.1%）		
年少人口（～14歳）	137（13.3%）		

【資料】仙台市政策重点化方針2020（平成28年度～平成32年度）- 中間案

(2) 地域で支援を要する人の現状

①一人暮らし高齢者

一人暮らしで75歳以上の高齢者数は、年々増加傾向にあり、平成27年の調査では、16,675人となっています。



【資料】仙台市健康福祉局高齢企画課 在宅高齢者世帯調査（各年6月1日現在）

②要介護・要支援認定者

一人暮らし高齢者数と同様に、要介護・要支援認定者数も年々増加傾向にあり、平成26年度末には、41,300人を超えました。



【資料】仙台市健康福祉局介護保険課調べ（各年度末現在）

③障害者手帳所持者

本市の障害者手帳の所持者数は増加しており、平成26年度末現在の各手帳所持者の合計は46,945人となっており、平成14年度の29,507人の約1.6倍となっています。



【資料】仙台市健康福祉局障害企画課調べ（各年度末現在）

④保護率

本市の被保護者数は、平成7年（5.25%）以降増加傾向にあり、平成26年には、1,000人あたり14.46人が被保護者となっています。こうした傾向から、生活保護に至らない生活困窮者も増加していることが推測されます。



【資料】仙台市健康福祉局保護自立支援課調べ（被保護者数および保護率は年平均）
 （組替） … 旧仙台市、旧泉市、旧宮城町、旧秋保町との合併による

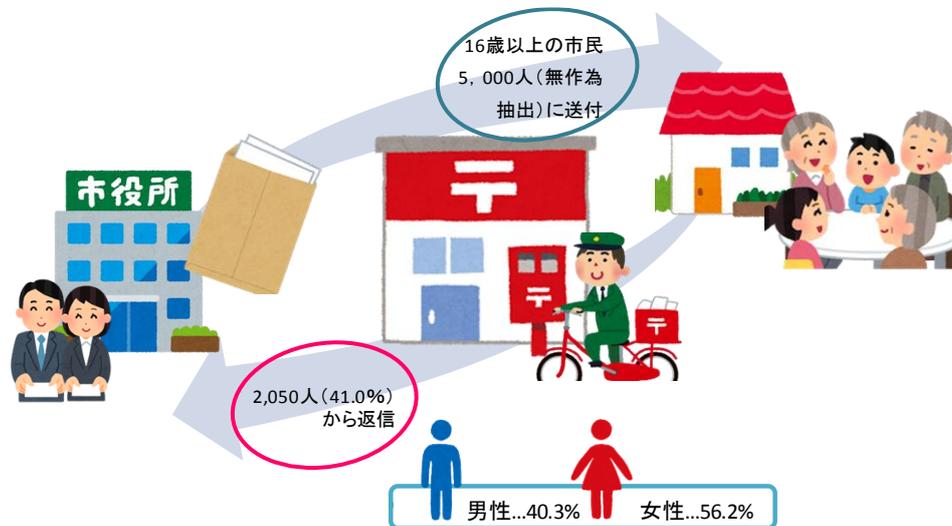
(3) 本市の統計データ等から見える地域の動向

少子高齢化や一世帯あたりの構成員の減少は、今後も進むことが予想されます。また、一人暮らしの高齢の方や、障害のある方、あるいは、生活困窮者等の増加などにより、地域における保健福祉ニーズはますます多様化・複雑化していくことが見込まれます。

今後も増加が見込まれるこれらのニーズに対応し、誰もが地域で安心して生活を送るためには、行政と地域が連携・協働し、すそ野の広いきめ細かな活動を重層的・段階的に展開していくことが必要です。地域にあるさまざまな主体が手と手を携えながら、地域課題をネットワークで受け止め、ともに解決を図っていく取り組みがますます重要になってきています。

3 アンケート調査の結果

地域保健福祉に関する市民のニーズや意識・意見等を把握するため、市民意向調査を実施しました。



● 地域とのかかわり

東日本大震災後の「地域でのつながり」の重要性や「社会全体として助け合う意識」、若者を含めたボランティアなどの「社会貢献意識」の高まりが確認されました。また、地域におけるニーズと活動者とをマッチングさせる仕組みをつくることで、地域住民相互の支え合い・助け合いの取り組みが期待できることが分かりました。

● 地域で生活していく上での心配ごと

地域全体の少子高齢化が進展する中、地域コミュニティの希薄化や連携不足により担い手が不足するなど、地域生活を送るうえでの不安や課題が顕在化してきています。今後加速する少子高齢社会や災害時を想定して、世代間交流をしながら、地域課題の共有や解決策について話し合う場が必要であることが分かりました。

● 地域保健福祉活動への参加意欲

自分のライフワークにあった時間・内容であれば参加したいとする、地域福祉活動への潜在的参加意欲が確認されました。活動のきっかけづくりとして、地域活動団体や保健福祉サービス事業者など、地域資源の把握や情報共有を進める必要があることが分かりました。

● 今後の地域保健福祉のあり方

地域住民主体の支え合いのまちづくりへの支援や、保健福祉サービスのさらなる充実が行政に求められています。また、地域住民、関係機関、行政が連携・協働しながらさまざまなネットワークを構築していくことが重要であることが確認されました。

4 ワークショップの結果

● 「人材・コーディネート」に関すること

○参加しやすく、持続しやすい環境づくり

- ・支援を必要とする人が増加している
- ・できる部分での参加を促すことが必要
- ・支援される人も協力できる役割づくりが必要
- ・仲間と一緒に参加できる環境があるといい
- ・地域活動のことがよくわからない
- ・認知症や高齢者との接し方を学ぶ機会づくりが必要
- ・強みや得意な部分を活かした参加方法があるといい
- ・帰属意識や愛着が持てるような参画の機会が少ない
- ・外部からの参加を受け入れる体制や環境が不足している

○活動の担い手を支える仕組みの充実

- ・研修会等、スキルアップの機会が必要
- ・町内会、民生委員、福祉委員などの協力態勢が重要
- ・交通費や活動費などの活動を支える仕組みが不足
- ・活動の役割、役職が重なっていて、活動が展開できない
- ・身寄りがいない方への声かけなどの支援ができる人材やグループが必要
- ・うまく世代交代ができていない
- ・人が入れ替わりながら、持続的・安定的な体制づくりの仕組みが不足している
- ・活動上のリスク（怪我や事故）に対する対応が必要

○個人の意識や行動の不足

- ・普段の関わりが少ない。あいさつから始めることが必要
- ・家族ぐるみで近所づきあいを行うこと
- ・近所に心配なこと（人）があったら、話しかける勇気が大切
- ・ご近所の家族構成がわからない
- ・地域活動への興味が薄い
- ・支え合いが大切と言いつつ、放っておいてという世間の意識がある
- ・認知症などの要支援の状況に対する意識の改革（知られたくない→お互い様の意識の醸成）
- ・小さい頃からの福祉教育（助け合いの意識づくり）

○さまざまな人や資源をつなぐ、調整機能の充実

- ・ボランティアの意識や活動している人の定着も進んでいる。そのため、活動へのつなぎ方やつなぐ役割の充実が必要
- ・確かな情報（地域のニーズ）を把握し、伝える役割が不足
- ・学校や学生に対し、「してほしいこと」「求めていること」が明確になっていない
- ・学生がしている活動が知られていない
- ・地域の情報を掘り起こし、「見える化」する人が必要
- ・地域に詳しい人を把握しているつなぎ役が不足している
- ・外部支援の受け入れやそれを調整する役割が必要

● 「場・ネットワーク・連携」に関すること

○共有・解決のための場づくり

- ・方向性や問題点などを話し合う機会が必要
- ・地域の関係者同士の懇談会や研修会を通じた関係づくりが必要
- ・町内会単位でのケア会議が必要
- ・地域住民に対する地域福祉活動の理解がまだまだ不足している
- ・地域ごとにガイダンスやワークショップなどを行い、一緒に考える場が必要
- ・地域で対応した事例や話し合った内容をフィードバックすることが必要

○参加を促進する機会づくり

- ・地域課題のスタディツアーの開催やボランティアフィールドワークなどを通じた、課題と学生をつなぐ場の設定が必要
- ・大学が出来ること、地域がしてほしいことを話し合う場が不足している
- ・地域課題や地域で取り組む人を知り、出会う場の設定
- ・学生と地域の人が気軽に接することができる場がない
- ・お茶会が出来るような場、気軽に行ける場所が少ない
- ・好きな内容を選べるサロンの実施

○ネットワークの推進

- ・ネットワークを推進する取りまとめ役、リーダー役が重要
- ・ネットワークとして支援する目的、分野、期間等に対する共通理解づくり

- ・既存ネットワークとの整合性
- ・一つの目的を達成した後のネットワークの継続や、目的の確認または再設定

○活動を促進する仕組みの充実

- ・経験者から、直接話を聞くことができる場所や機会が必要
- ・活動の受け入れ側や調整する人が、活動によって得られる付加価値を学生に提示することが必要
- ・各世代や年齢ごとに橋渡し役や仲介役を担う役割が不足している
- ・互いに得られるものがあることを明確にする、または調整したうえで、マッチングすること
- ・対象に合わせた情報提供が不足している（紙以外の媒体の利活用等）
- ・自由に使える場所が不足している
- ・参加者も何らかの役割を担えるような行事のあり方が大切
- ・個別的課題への支援体制づくり

○連携と役割分担による推進

- ・どこに SOS を出しているのかわからない
- ・地域で対応困難な事例に対する対応の流れを明確にしておくことが必要
- ・地域のイベントや共通のスローガンによる地域の一体感の醸成や、地域団体の協働体制づくりが必要
- ・活動や参加したことが、地域から評価されると組織として参加推進しやすくなる

5 地域保健福祉を推進していく上での課題

第2期計画の振り返り、統計データ等からみる本市の現状、アンケート調査、ワークショップなどの結果を踏まえ、地域保健福祉を推進していく上での課題を、以下の5つに整理しました。

(1) 担い手の育成

- 少子高齢化の進展に伴い、日常生活を送る上での不安や課題が顕在化している一方、地域活動の担い手不足により、多様な福祉ニーズに対応するための新たな活動に進展しない現状があります。誰もが参加しやすく、継続的に活動しやすい環境づくりを進め、地域活動の担い手を発掘・育成する取り組みが必要です。
- 自分のライフワークにあった時間・内容であれば参加したいとする、市民の地域保健福祉活動への潜在的参加意欲が確認されています。地域で行われているさまざまな団体や事業者による活動等の情報を共有し、より多くの市民が地域保健福祉活動に参画できるよう支援する必要があります。
- 東日本大震災後、若者も含めた、地域住民同士の「共助」意識や、ボランティア活動などの「社会貢献意識」の高まりが確認されています。学生等の若者が地域活動に参加しやすい環境づくりを支援する取り組みが必要です。

(2) リーダー・コーディネーターの育成

- 市内各地で行われている地域保健福祉活動には、地域毎に温度差があるのが現状です。これは、地域の団体や担い手をつなぐ核となる人の存在にも影響されています。地域で中心的に活動を進める人材の固定化や高齢化、役割の重複による負担を緩和し、「市民力」や「地域力」を高めるリーダーやコーディネーターの育成を支援する取り組みが必要です。
- 地域保健福祉活動を行う団体や保健福祉サービス事業者が身近な地域にあっても、具体的な活動内容に関する情報は地域住民一人ひとりまで行き渡っていません。こうした資源を地域全体で共有し、困っている人たちに活かすための地域づくりを進めるコーディネーターを育成する必要があります。
- 東日本大震災以降、復興公営住宅建設地域等で、住民主体の課題解決のための積極的な話し合いや、関係機関と連携するための支援を行ったのが、コミュニティソーシャルワーカーです。地域福祉活動を活性化させるためには、こうした地域の団体や担い手をつなぐ人材が必要不可欠です。コミュニティソーシャルワーカーの活動事例集の作成などにより、経験やノウハウを引き継ぐ新たな人材の育成が求められています。

(3) 地域住民主体の話し合いの場づくりやネットワークづくりの支援

- 地域におけるつながりの希薄化や連携不足が地域課題として挙げられています。地域住民相互の「共助」意識が高まる中、住民主体の支え合いのまちづくりを実現するため、地域住民が集える場づくりを進めるなど、支え合いのネットワークづくりを支援する取り組みが必要です。
- 地域ごとの人口動態や地域特性に応じて、必要な資源は異なります。それぞれの地域課題について話し合いながら、地域の保健福祉活動のあり方や方向性などについて共有・検討し、新たな人材の育成や活動の活性化につなげていくことも必要です。
- 大きな災害が発生した直後など、一刻を争うときには、行政による支援が間に合いません。東日本大震災での経験や市民意向調査からも、いざというときは、町内会などの地域の方々や隣近所などの住民同士の助け合いが重要です。日頃から身近な地域で顔の見える関係をつくり、要援護者の支援体制を築いておくことが大切です。

(4) 地域と相談支援機関・関係機関同士の連携強化

- 各専門相談機関において、高齢者支援、障害者支援、子育て支援など地域のさまざまな相談に対応できる体制づくりを進めてきました。一方、分野別の対応だけでは解決が困難な事例も増加しています。複合的な課題を抱える世帯や個別の対応が必要な世帯への継続的な支援体制の整備が求められています。
- 家族内での介護機能が低下する中、制度の狭間にあって、公的な福祉サービスを受けることができない、また、自ら公的機関へつながることができず、生活に困窮する方の社会的孤立が課題となっています。住民主体の保健福祉活動と公的な保健福祉サービスとが迅速かつ適切につながることができる体制づくりが必要です。

(5) 保健福祉サービスの基盤強化

- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、障害者への理解不足などに伴い、今後ますます多様化・複雑化することが予想される福祉課題に対応するため、町内会や民生委員など、地域活動を行う方々への継続的な支援や、行政や相談支援機関等からの保健福祉サービスに関する情報提供の充実が一層求められています。
- 高齢化社会に伴う保健福祉施設等の受け皿不足についての不安の声なども上がっています。人口減少・超高齢化社会の到来とともに予想されるさまざまな保健福祉課題を克服し、住民一人ひとりに対し保健福祉サービスが適切に提供されるためには、サービスの質や利便性を向上させていく取り組みはもちろんのこと、社会情勢の変化に応じた適正な質・量を持続的・安定的に供給できる基盤の確保が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

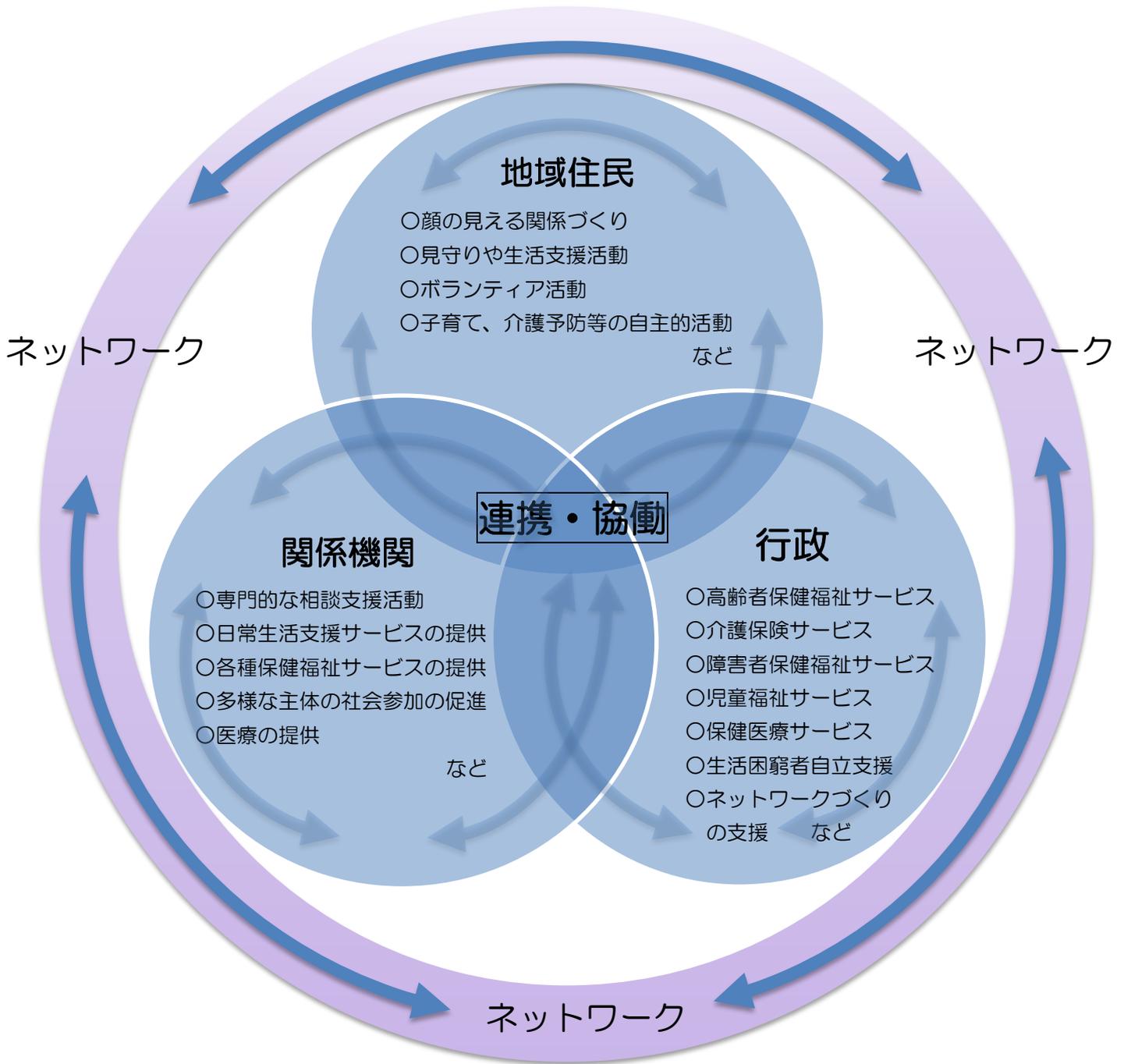
1 基本的な考え方

私たちが暮らす地域では、子どもから高齢者までさまざまな人々が日常生活を送っています。仙台の未来を担う子どもたちが生まれ、学び、「生きる力」を育む場であり、歳を重ねても、障害があっても、社会貢献や自己実現をしながら、生涯を通して「生きがい」を持ち、自分らしい生き方を全うするためのさまざまな活動の基本となる場所です。

近年加速する社会情勢の変化に伴って、地域を取り巻く課題はますます複雑・多様化しています。世代や性別、国籍や文化の違い、障害の有無などを超えて互いの多様性を認め合い、すべての市民がそれぞれの地域で、その人らしく自立し、心豊かに充実した生活を送るためには、誰もが地域とつながりを持って、ともに支え合い、助け合うまちづくりの実現が求められています。

地域における日常的な生活課題をそれぞれの地域で受け止め、つなぎ、社会全体で解決するためには、行政による公的な福祉サービス（「公助」）の充実だけでなく、地域住民一人ひとりの「自助」や、地域住民がともに支え合い、助け合う「共助」の取り組みが重要です。このような「自助」「共助」「公助」の取り組みが、相互に連携・協働しながら、地域が一体となったネットワークを構築することで、そのつながりをより強固なものとしていくことが必要です。

地域住民をはじめとするさまざまな主体が、自らの知恵と創意工夫で、地域の実情に応じた活動を展開していくことを支援することにより、本計画の基本理念や基本目標を実現していくことを目指します。



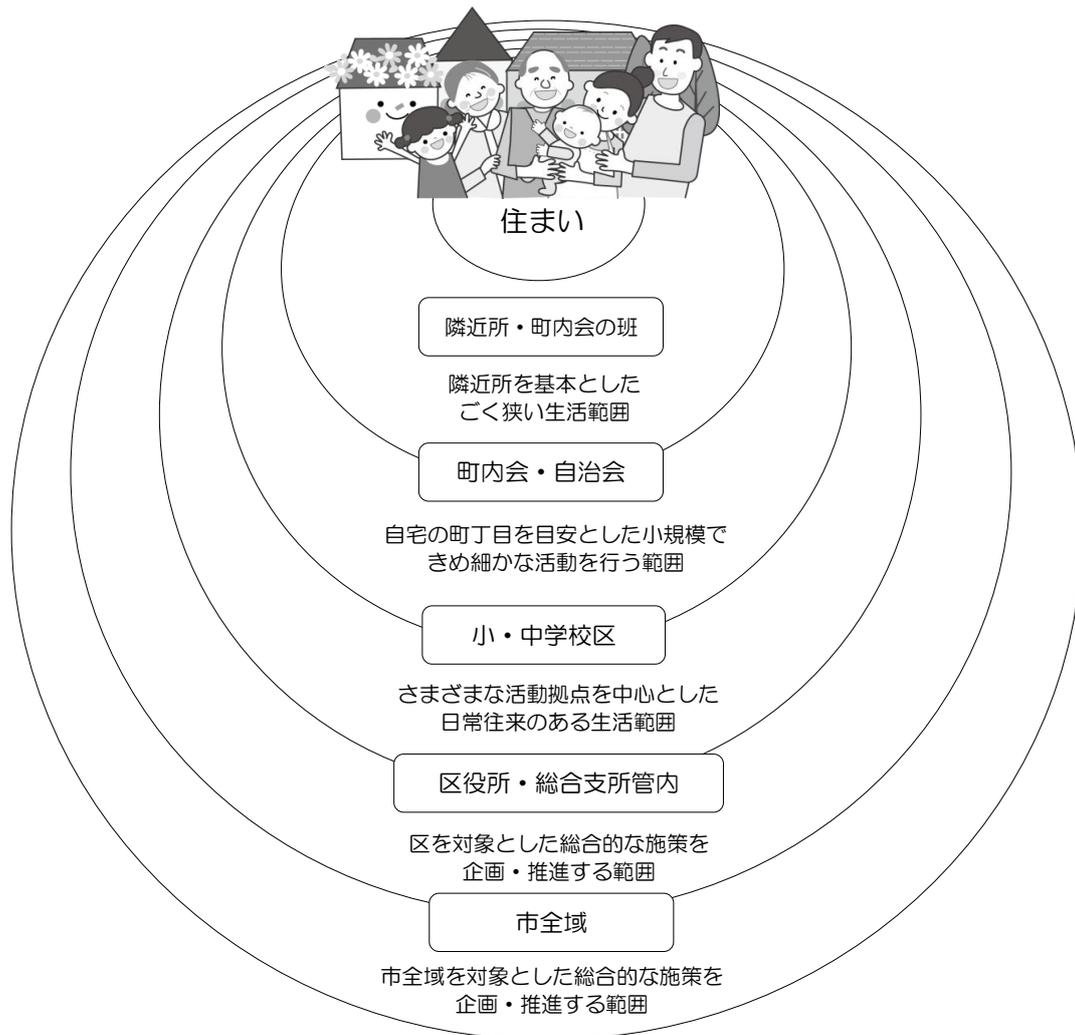
連携・協働

- 住民参加の促進
- 人材育成
- 情報共有
- 話し合いの場の確保
- ネットワーク構築
- 生活支援の充実
- 総合相談の充実

2 「地域」の考え方と目指すべき姿

(1) 地域保健福祉を推進していくにあたっての「地域」の考え方

地域住民が、互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、次の図のように段階的に地域を捉え、各圏域単位で構成されるさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくことが重要です。



日々その様相が移り変わる地域の状況を間近に捉え、身近な課題の早期発見につながる日常的な声かけや見守り活動などは、より小さな圏域を単位として、一方、地域保健福祉活動の担い手となる人材の育成や団体間のネットワークの構築などは、より広い圏域を単位として総合的に進めていく必要があります。

小さな圏域で解決困難な課題については、専門的・総合的な対応を図るため、より広域の支援者やネットワークにつなぎ、広域の支援者やネットワークで把握した課題については、よりきめ細かに対応するため、小さな圏域の支援者やネットワークにつないで解決を図るといった、双方向のネットワークの構築を目指します。

(2) 各圏域における活動、関係機関の具体例

()内は平成27年4月1日現在

	圏域での活動例	主な関係機関・団体
隣近所・町内会の班	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所同士の挨拶、付き合い、支え合い ○日常的な見守り ○災害時要援護者の支援、見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の班
町内会・自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯、防災活動 ○町内会活動 ○民生委員活動 ○地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動、サロン活動 ○分野ごとの小地域活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会（1,388）※H27.6.1現在 ・民生委員（1,528）※H27.6.1現在 ・老人クラブ（468）※H27.3.31現在 ・子ども会 ・NPO、ボランティア団体等市民活動団体
小・中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ○市や区のエリアと比べ、よりきめ細かなサービスの展開 ○それぞれの分野ごとに団体を組織し、より地域の実情に即した柔軟な活動の展開 ○活動団体同士のネットワークの構築 <p>(参考) ・小学校区（123） ・中学校区（63）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合町内会（114）※H27.6.1現在 ・地区民生委員児童委員協議会（65） ・地区社会福祉協議会（103） ・地域包括支援センター（50） ・市民センター（60） ・PTA ・NPO、ボランティア団体等市民活動団体 ・福祉サービス事業者・施設
区役所・総合支所管内	<ul style="list-style-type: none"> ○区域を対象としたサービスを提供し、相談窓口を設置 ○区エリアでの活動団体の調整、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所・総合支所 ・市社会福祉協議会各区事務所 ・区ボランティアセンター ・区民生委員児童委員協議会 ・区連合町内会長協議会 ・障害者福祉センター ・障害者相談支援事業所（16） ・子育てふれあいプラザ ・福祉サービス事業者・施設
市全域	<ul style="list-style-type: none"> ○市全域を対象とした総合的な施策の展開 ○全市エリアでの活動団体の調整、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・市社会福祉協議会 ・市ボランティアセンター ・市生活自立・仕事相談センター ・全市を包括する福祉活動団体 ・市民生委員児童委員協議会 ・市連合町内会長会 ・児童相談所 ・福祉サービス事業者・施設

第4章 計画の目標及び取り組みの基本的方向

1 基本理念

仙台市地域保健福祉計画では、子どもから高齢の方まで、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが地域においてその人らしく自立し、心豊かに充実した生活を送ることができるよう、地域に関わるさまざまな担い手が力を合わせ、ともに生き、支え合う社会を実現していくことを目指して、次の基本理念を掲げてきました。

**誰もがそれぞれの地域で、自立し、安心して、
自分らしい充実した生活を送ることができるまち**

本計画においても、第1期及び第2期計画において掲げた、この基本理念を継承し、その実現に向けた施策を推進していきます。

2 基本目標

地域保健福祉に関する現状と課題を踏まえ、基本理念の実現を目指し、今後5年間の取り組みの基本目標を次のとおりとします。

(1) 主体的・持続的に市民力を発揮する地域づくり

地域住民一人ひとりが、自分たちが暮らす地域の課題に積極的・主体的に気づき、それぞれの地域にある社会資源を活用しながら、社会情勢の変化や地域の実情に柔軟かつ多角的に対応していくことが求められています。こうした支え合い・助け合いのまちづくりの主役となる人材を各地域で持続的に発掘・育成し、住民一人ひとりが自らの能力を発揮しながら、相互に自己実現することができる地域づくりを目指します。

(2) 協働で支え合う仕組みづくり

地域課題を身近な住民同士で早期に発見し、社会全体できめ細かに対応していくためには、地域内や各圏域内でのつながりはもちろんのこと、各圏域を超えた重層的なネットワークが構築されていることが重要です。

地域におけるさまざまな主体と行政とが連携・協働し、それぞれの地域にある社会資源や地域福祉活動を担う人材とが有機的につながりながら、地域課題をともに考え、解決に向けて行動していく支え合い・助け合いの体制づくりを目指します。

(3) 利用者主体の総合的な保健福祉サービスの基盤づくり

社会情勢や市民ニーズの変化等に的確に対応し、一人ひとりの状況に応じた保健福祉サービスが適切に提供されるよう、多様なサービスを創出する取り組みやサービスの質や利便性を向上させていく取り組みはもちろんのこと、地域団体・事業者等との連携を強化しながら、効果的な情報提供や相談支援体制を一層強化するなど、保健福祉サービスを持続的・安定的に供給できる基盤づくりを目指します。

3 取り組みの基本的方向

(1) 地域保健福祉の課題と「取り組みの基本的方向」

基本目標の実現を図るため、第2章5で整理した「地域保健福祉を推進していく上での課題」を踏まえ、次の5つの項目を取り組みの基本的方向として掲げます。

課題① 担い手の育成

本格的な少子高齢化社会の到来を控え、地域におけるつながりの希薄化や担い手の固定化などによる人材不足を解消し、社会情勢の変化や複合的な課題、地域の実情に柔軟・多角的に対応できる多様な担い手・新たな担い手の持続的な育成

基本的方向 1 多様な地域活動への参画と協働環境の充実による市民力のさらなる推進

少子高齢化を迎える中で、次代を担う若い世代はもちろんのこと、高齢者なども含めた地域を構成するすべての住民が「地域づくり」の担い手です。生産年齢人口が減少する時代の到来に伴って、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な地域を創る取り組みや、地域を支える人材の中長期的な視点に立った育成・確保がますます重要視されています。

社会における労働環境の変化も著しい昨今、人々が労働というかたちから地域活動というかたちでの社会貢献へ移行していく年齢もまた引き上げられてきています。

複雑化する地域課題に柔軟かつ多角的に対応するためには、次代を担う若い世代から豊かな経験を持つ元気高齢者までさまざまな主体が連携・協働した地域ぐるみによる社会参加が一層求められています。

地域住民一人ひとりが地域を知り、より積極的に関心を持って地域に参画するための情報発信や多主体・多世代が参加・交流しやすい活動機会の充実を図るとともに、それぞれの地域にある多彩な担い手が個々の力を発揮し、持続的な活動に結びつくような環境づくりが必要です。

課題② リーダー・コーディネーターの育成

地域にいる人と人、あるいは、人と資源とをつなぎ、日常生活における些細な困りごとや公的な制度にはない支援について、地域住民同士が支え合う仕組みづくりを推進するリーダー・コーディネーターの育成



基本的方向2 地域をつなぎ地域の魅力や活力を高めるリーダー・コーディネーターの育成

地域ごとの人口動態やそれに伴う将来的な課題・ニーズは大きく異なっており、そうした地域にある課題・ニーズに呼応しながら、それぞれの地域で育まれてきた社会資源もまた多種多様です。

個々の地域の実情やさまざまな資源を把握し、日常生活に密着した些細な困りごとに地域の中で対応していく仕組みづくりを推進するためには、地域におけるさまざまな活動主体をつなぎ、連携や協働による支え合いの取り組みを促進するリーダーやコーディネーターの育成が必要です。

課題③ 地域住民主体の話し合いの場づくりやネットワークづくりの支援

地域みんなが集う場で世代間交流などを通じた顔の見える関係や信頼関係を築き、地域における課題発見・情報共有・解決に向けた取り組みを促進



基本的方向3 身近な地域でともに支え合うネットワークづくりの推進

年々多様化する地域の保健福祉ニーズに、早期かつ柔軟に対応していくためには、より多くの人材が地域活動に参画しながら、地域課題を発見・共有し、その課題の解決に向け、主体的に話し合う場づくりを進めていくことが必要です。また、こうした話し合いの場で、些細な困りごとや、災害などに備えて日頃から身近な地域にある社会資源を把握し、情報を共有・蓄積しておくことが、地域力を高める重要な取り組みの一つとなります。

支援を必要とする市民であっても、他の要支援者にとっては担い手と成り得るように、それぞれの個性や得意とする分野を互いに地域で持ち寄って、支え合う関係づくりや、身近な生活課題を地域にあるネットワークで受け止める体制の構築が求められています。

高齢者・障害児(者)・妊産婦・乳幼児・児童・外国人など、平常時はもちろんのこと、特に災害時などの緊急時において支援を要している方が、地域で見守られながら、また、必要に応じた助け合いが円滑に行われるよう、地域内において、日頃からさまざまな住民が出会い、顔の見える関係を構築していく環境の育成が必要です。

課題④ 地域と相談支援機関・関係機関同士の連携強化

分野別の相談支援では対応が困難なケースや複合的な課題を抱えた世帯の社会的孤立防止に向けた、「地域」・「関係機関」・「行政」との連携・協働による見守り、支え合いの促進



基本的方向 4 地域と社会資源との多角的・重層的な交流連携の推進

一つの世帯において、子育て世帯による親の介護や、障害がある子どもの親の高齢化など、世帯を構成する家族がともに支援が必要である場合など、分野別の対応だけでは解決困難な事例が増加しています。各分野に関する専門の相談支援機関が、相互に連携し、情報を共有しながら協力し合える体制づくりがより一層求められています。

社会的に孤立しやすい世帯の問題は、身近な住民による見守り活動によって発見されても、地域住民同士のネットワークだけでは対処が困難であることも少なくありません。

地域住民の見守り、支え合い活動と公的な福祉サービスとがうまくつながることができるよう、地域にある課題や公的な福祉サービスに関する情報を住民・関係機関・行政とで共有できる仕組みづくりや、地域住民が行政や専門の相談支援機関へ円滑にアクセスできるネットワークづくりが必要です。

課題⑤ 保健福祉サービスの基盤強化

保健福祉ニーズの多様化・複雑化への対応と地域の中で支援を必要としている住民一人ひとりに対する保健福祉サービスの適切な提供



基本的方向 5 確かな地域保健福祉基盤のもと誰もが自立・共生できる環境づくりの促進

支援を必要とする方が、地域で自立し、心豊かに充実した生活を送るためには、地域保健福祉に関するサービスはもちろんのこと、防災や防犯、バリアフリーのまちづくりなど安全・安心な暮らしづくりから、健康づくりや生きがいづくり、さらには、教育や就労問題など、幅広い視点に立った公的サービスの基盤づくりが必要です。

地域における課題が多様化・複雑化していることから、社会情勢の変化に適応した多様なサービスの創出を推進していくことはもちろんのこと、既存の公的な福祉サービスにおいても、さまざまな保健福祉ニーズに幅広く対応することができるよう、サービス内容の拡充や質の向上を図る視点に立つこともまた肝要です。

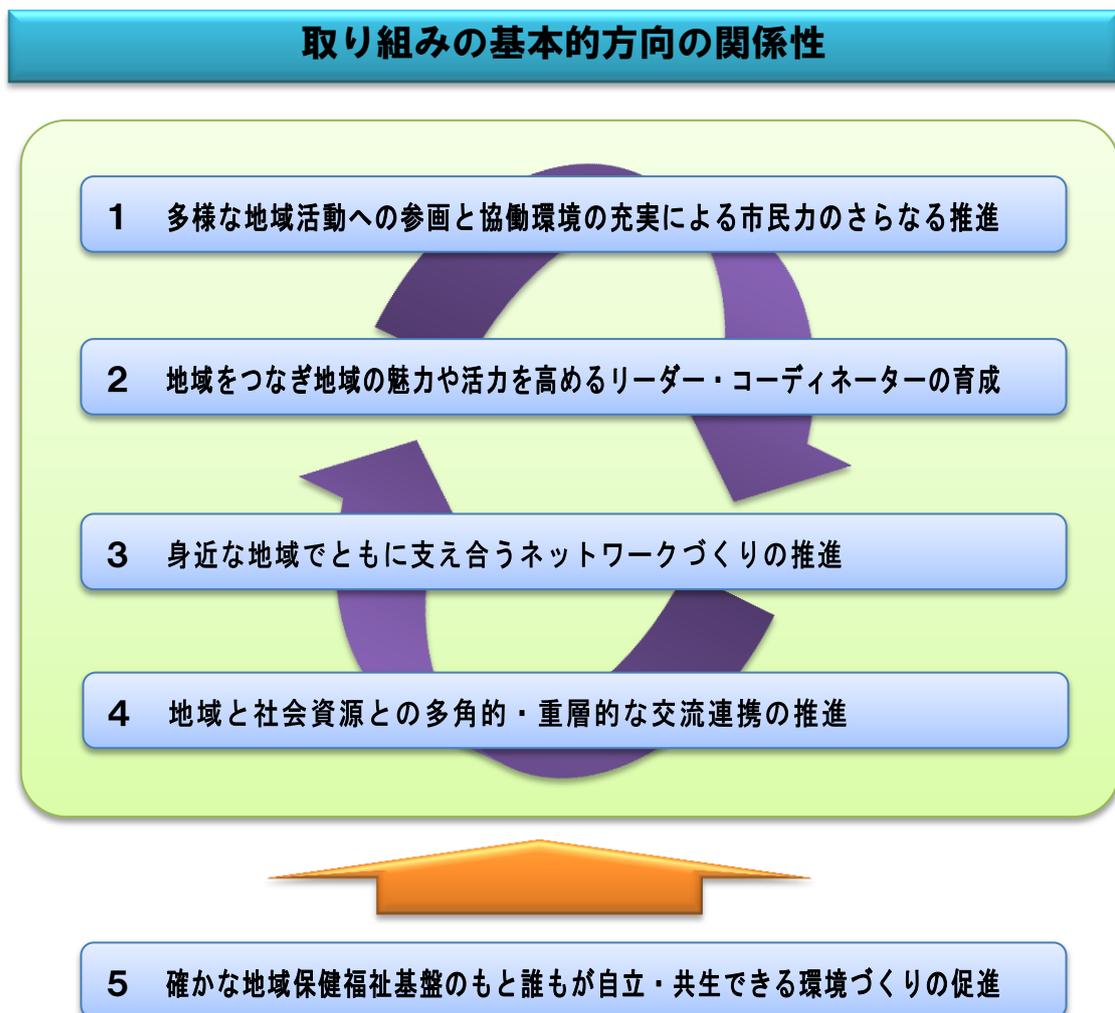
持続的かつ安定的に質の高いサービスを提供するため、関係者、職員等のより幅広い知識の習得や技術の向上を図りながら、サービスの利用にあたって支援を要する人も含め、誰もが安心して必要とするサービスを選択できる仕組みづくりが必要です。

(2) 「取り組みの基本的方向」の関係性

「取り組みの基本的方向」のうち、基本的方向1から4は、住民が地域に主体的に関わり、活動に参加し、課題を共有して、支え合い・助け合いながら地域の「福祉力」を高め、地域保健福祉を推進していくといった過程に沿って設定しています。

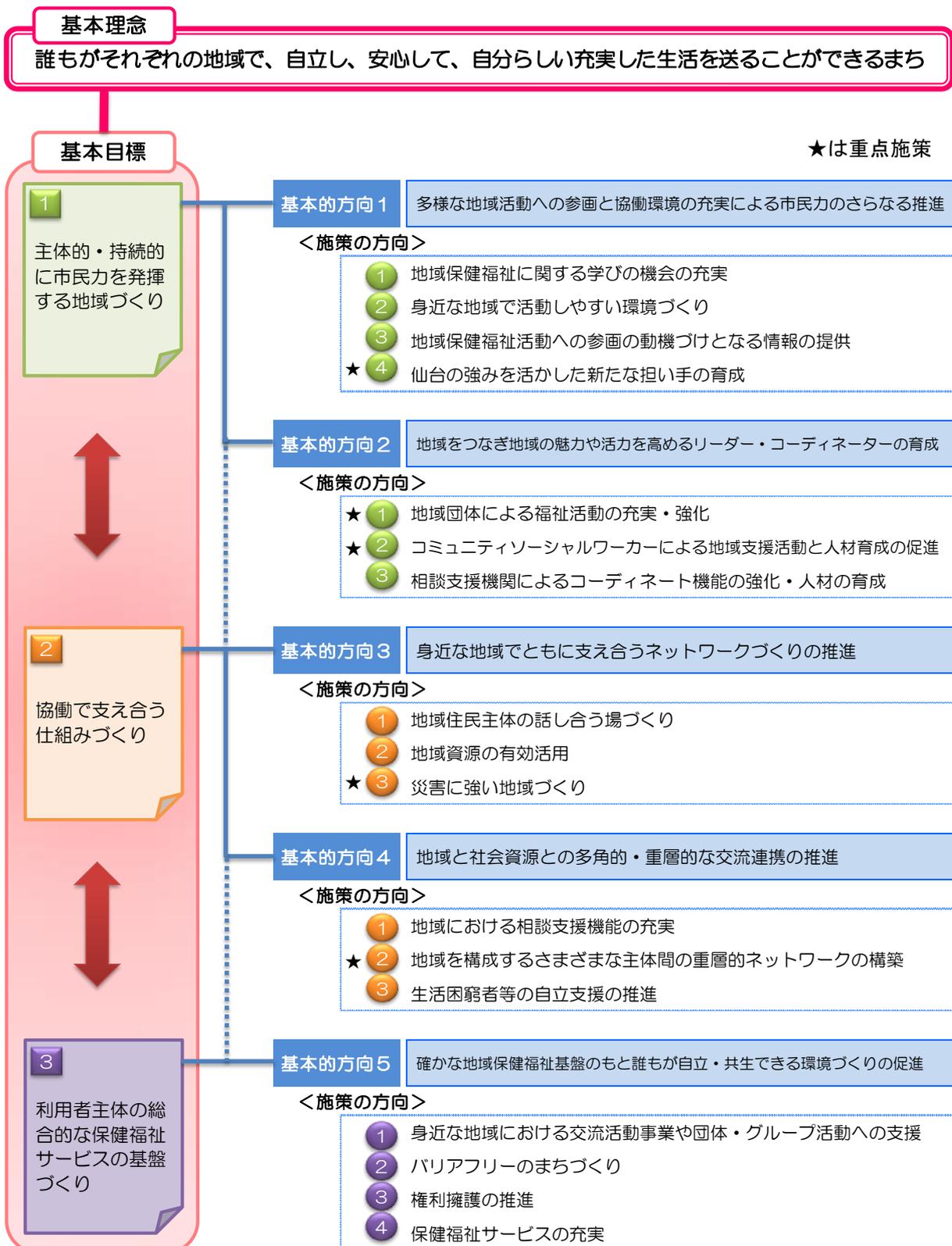
基本的方向5は、行政や関係機関が提供するさまざまなサービスや取り組みが、より効果的に展開されるための方策を掲げ、地域保健福祉を推進していく過程のすべてを支えるものとして設定しています。

基本的方向の関係性は必ずしも一方向ではなく、それぞれの方向が相互に関連を持ちながら、地域住民・関係機関・行政が連携・協働により施策を推進していく必要があります。



第5章 施策の展開

計画の基本目標及び取り組みの基本的方向を踏まえ、地域での取り組みを推進していくための施策の方向は次のとおりです。



東日本大震災において発揮された、行動する「市民力」は、本市の市民協働によるまちづくりによって脈々と培われてきた、仙台が誇るべき、支え合い・助け合いのまちづくりの大きな原動力です。

この地域において支え合い・助け合う力（地域の福祉力）をさらに高め、未来へとつないでいくための取り組みとして、下図のように、5つの重点施策に取り組むことで、重点以外の施策である「地域保健福祉に関する学びの機会の充実」、「身近な地域で活動しやすい環境づくり」、「地域保健福祉活動への参画の動機づけとなる情報の提供」、「相談支援機関によるコーディネート機能の強化・人材の育成」、「地域住民主体の話し合う場づくり」や「地域資源の有効活用」なども併せて推進していきます。

施策の展開イメージ

重点以外の施策（12）

地域保健福祉に関する
学びの機会の充実

相談支援機関によるコーディネート
機能の強化・人材の育成

身近な地域で活動しやすい環境づくり

地域住民主体の話し合う場づくり

地域保健福祉活動への参画の
動機づけとなる情報の提供

地域資源の有効活用

など

重点施策（5）

仙台の強みを活かした新たな担い手の育成

●ボランティア・市民活動ネットワーク会議 など

地域団体による福祉活動の充実・強化

●小地域福祉ネットワーク活動の活性化 など

災害に強い地域づくり

●災害時要援護者避難支援の推進 など

コミュニティソーシャルワーカーによる
地域支援活動と人材育成の促進

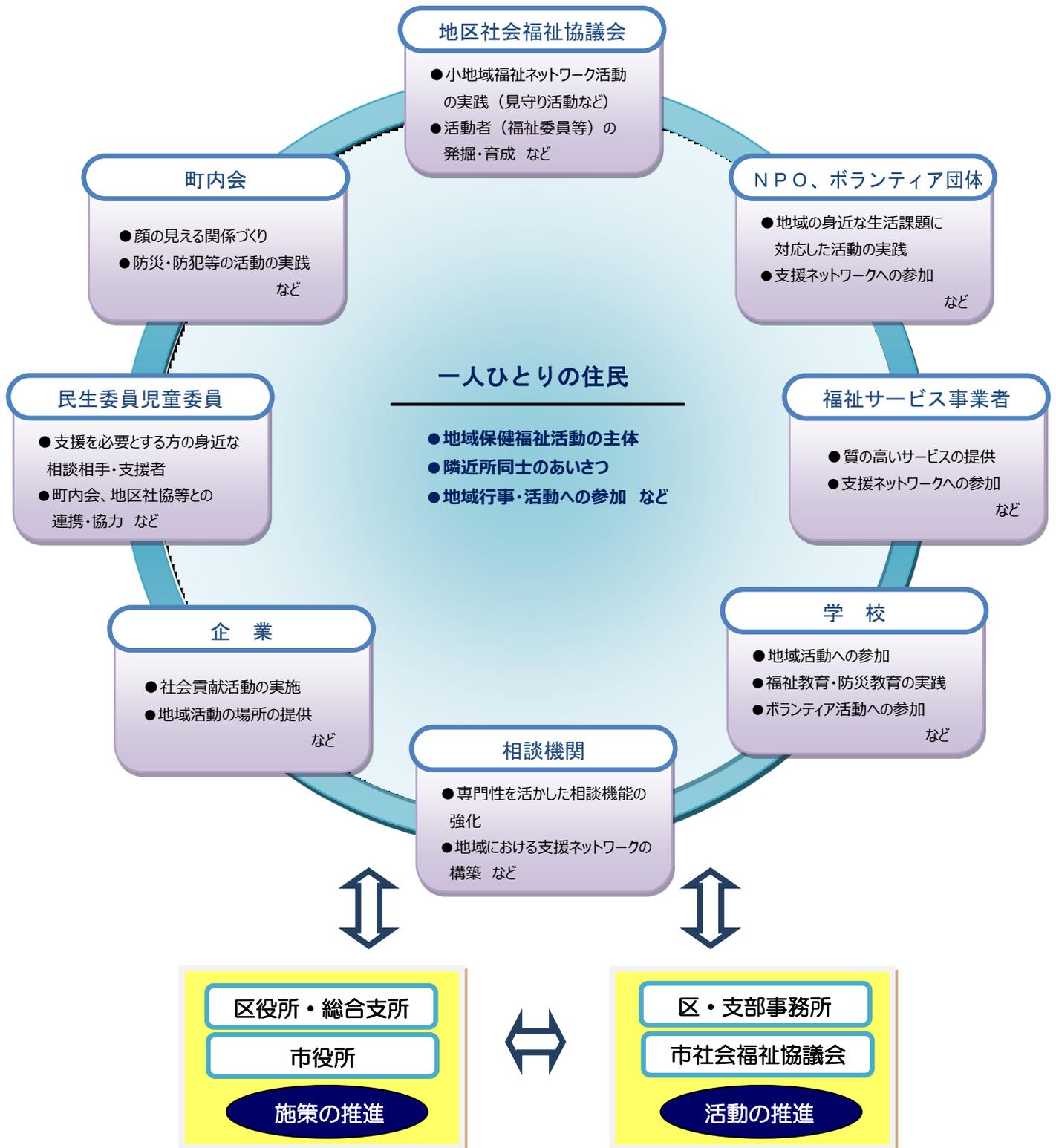
●活動事例集の作成や研修会の開催 など

地域を構成するさまざまな主体間の
重層的ネットワークの構築

●地域包括ケアシステムの構築に向けた
地域包括支援センターの機能強化 など

● 地域保健福祉活動の担い手

本計画に掲げる目標等の実現を図るために、一人ひとりの住民をはじめ、地域におけるさまざまな担い手がそれぞれの役割を持ちながら連携を図り、互いに成果を共有しながら取り組みを推進していくことが期待されます。



1 多様な地域活動への参画と協働環境の充実による市民力のさらなる推進

地域住民一人ひとりが地域を知り、より積極的に関心を持って地域活動に参画するための情報発信や、多主体・多世代が参加・交流しやすい機会の充実を図るとともに、それぞれの地域の多彩な担い手が個々の力を発揮し、持続的に活動できる環境づくりに取り組みます。

施策の方向 1-1 地域保健福祉に関する学びの機会の充実

年齢や性別、立場などに関わらず、地域を構成するすべての住民が地域の課題や地域保健福祉活動に関心をもつきっかけづくりを進め、各教育課程における福祉教育を基盤とした次世代の担い手や、社会貢献活動を担う元気高齢者の育成など、多様な人材の発掘・育成に取り組みます。

- 保健福祉への理解や意欲を高めるための入門的な講座や、さまざまな分野のボランティア活動のきっかけとなるような講座を開催するとともに、適時市民ニーズを反映させながら、講座内容の見直し・充実を図ります。
- 学校や市民センターなどにおける福祉教育や生涯学習など、さまざまな世代が地域に関心を持ち、活動につながるような学びの機会の充実に取り組みます。

施策の方向 1-2 身近な地域で活動しやすい環境づくり

各教育課程やボランティア講座、研修で学んだことを、実際の地域における保健福祉活動につなげ、持続的な活動とするための取り組みを進めます。

- 市民活動サポートセンターやボランティアセンターなどにおいて、さまざまな地域活動に関する情報の受発信や相談、活動場所の提供等の支援を行うなど、市民活動支援機関の機能のさらなる向上を進めます。
- 障害者や高齢者に関わる支援者が、より実践的な場面で機能するよう、養成講座やスキルアップ研修等の充実を図ります。また、さまざまな活動分野の自主グループの立ち上げ支援などを促進します。

施策の方向 1-3 地域保健福祉活動への参画の動機づけとなる情報の提供

市民が、必要な保健福祉に関する情報を入手しやすく、活用しやすくなるように、提供する情報の質・量の充実に努め、分かりやすい積極的な情報発信を進めます。また、住民一人ひとりの価値観の多様化等を踏まえ、自分のライフスタイルにあった保健福祉活動を選択できるような仕組みづくりに努めます。

- ホームページやリーフレット、紙以外での情報発信の検討などにより、世代や対象に応じたさまざまな媒体を活用して、地域活動に関する情報を分かりやすく紹介・提供していきます。
- ボランティアセンターなどの市民活動支援機関において、各種情報の提供や幅広い活動の選択肢の提案等を行うなど、市民からのニーズと活動者をつなぐ調整機能の向上に取り組みます。

重点施策

施策の方向 1-4 仙台の強みを活かした新たな担い手の育成

学都仙台の資源を活かす取り組みとして、地域や大学などとの連携を図りながら、学生の地域活動やボランティア活動への参加を促し、地域と学生とが連携することのできる仕組みづくりに努めます。また、これまでの市民協働によるまちづくりにおいて培われてきた本市が誇る「市民力」や東日本大震災や市民意向調査において確認された東日本大震災後の共助意識の高まりを活かし、地域における支え合い・助け合いの体制づくりにつなげていくため、地域保健福祉活動を行う新たな担い手の発掘・育成に取り組みます。

- 市ボランティアセンターが中心となって、大学のボランティアセンターや関係機関が定期的に情報交換する場を設け、地域密着型の活動をする団体と専門的な活動を行う団体とが情報を共有しながら、新たな担い手の育成やネットワークの構築を進めます。
- 小地域福祉ネットワーク活動の担い手となる福祉委員等への支援を充実し、地域における新たな担い手の育成や日常生活支援活動の活性化を推進します。
- 市民からの提案に基づく協働型事業の推進や、まちづくりに関する議論の場づくりを進めるなど、複雑化・多様化する地域課題を市民の創意を活かして解決していく仕組みを構築することで、新たな担い手の発掘・育成の取り組みや多様な主体との協働によるまちづくりを推進します。

2 地域をつなぎ地域の魅力や活力を高めるリーダー・コーディネーターの育成

地域におけるさまざまな主体をつなぎ、連携や協働による支え合いの取り組みを促進するリーダーやコーディネーターの育成を図るとともに、地域間の活動やネットワーク機能の温度差を解消しながら市全体の「福祉力」の底上げに取り組みます。

重点施策

施策の方向 2-1 地域団体による福祉活動の充実・強化

地区社会福祉協議会、町内会をはじめとする地域団体、福祉施設、医療機関、NPO、学校、企業等の民間団体などが連携しながら、地域での課題発見機能や相談支援機能の向上を図ります。また、このような活動を通じて、支え合い・助け合いの地域づくりを進めるリーダーやコーディネーターをそれぞれの地域で育成します。

- 地区社会福祉協議会が主体となり、地域内の安否確認や日常生活の支援を行う「小地域福祉ネットワーク活動」について、活動内容の充実を図るとともに、地域福祉活動推進員による地域コーディネート機能を強化します。

重点施策

施策の方向 2-2 コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援活動と人材育成の促進

復興公営住宅建設地域を重点地区として、地域住民主体による地域の見守りや支え合い体制づくりを支援してきたコミュニティソーシャルワーカーのスキルアップを図りながら、市内各地域において、住民一人ひとりが、地域福祉課題に主体的・組織的に取り組むことを支援する活動を推進します。

- これまでの活動の事例集の作成や研修会の実施などにより、活動者間での情報を共有しながらコミュニティソーシャルワーカーの活動のスキルアップを図ります。また、市内の各地域で、地域住民が主体となった安否確認活動や各種サロンの開催などが活発に展開されるよう支援するとともに、地域内でのリーダーやコーディネーターを育成する取り組みを進めます。
- コミュニティソーシャルワーカーが、市内の各地域に出向きながら、地域のさまざまなニーズ把握や地域住民との信頼関係を構築し、地域の主体的な活動を側面から支援する活動を促進します。

施策の方向 2-3 相談支援機関によるコーディネート機能の強化・人材の育成

子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域の中で、医療から日常生活に至るまでの支援が包括的に提供できる体制の構築が求められています。地域にある高齢者・障害者・子育て等に関する相談支援機関を中心として、地域全体のネットワークづくりを進めるとともに、地域資源の創出等に取り組む人材の育成を進めます。

- 高齢者を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターに配置した専任職員を中心に、地域の関係機関のネットワークづくり等を推進します。
- 各種相談支援機関において、切れ目ない支援を実施し、さまざまな相談に対して必要なサービスを提供できるよう、コーディネート機能のさらなる向上を進めます。

3 身近な地域でともに支え合うネットワークづくりの推進

日頃からさまざまな住民が出会い、顔の見える関係を構築していく環境づくりを進めながら、地域課題を発見・共有し、その課題解決に向け、主体的に話し合う場づくりに取り組みます。

施策の方向 3-1 地域住民主体の話し合う場づくり

身近な地域で発見した課題を共有し、情報交換を行いながら、ともに解決に向けた話し合いをする地域住民主体のネットワークの構築を目指します。地域における公の施設などを活用して、地域住民の身近な相談窓口としての機能や新たな担い手や地域の核となるリーダーを創出する場としての機能も併せ持った活動拠点づくりを進めます。

- 町内会をはじめとした地域団体等が連携・協働し、コミュニティ形成や地域防災、地域のセーフティネットづくり等をテーマとした地域課題の発掘やその解決を図る取り組みを促進します。
- 地域保健福祉に関する団体が、コミュニティ・センター、町内会の集会所、学校などの地域の施設を有効に活用し、活動拠点を確保する取り組みを促進します。

施策の方向 3-2 地域資源の有効活用

住民主体による話し合いの場で発見された課題をより身近な地域で解決していくためには、それぞれの地域にある資源や団体の活動状況等についての情報を十分に把握することが重要です。地域住民や関係団体の連携・協働により、住民一人ひとりが地域資源を把握し、活用できる取り組みを支援します。

- 地域の一定のエリアを基準とする福祉マップづくり等により、地域にある資源を共有する取り組みを進めます。
- 身近な地域にある福祉施設など、地域の多様な資源に対して保健福祉活動への参画に向けた働きかけを行い、連携に向けた取り組みを促進します。

施策の方向 3-3 災害に強い地域づくり

高齢者・障害児（者）・妊産婦や乳幼児・児童・外国人など、災害時等の緊急の状況で手助けが必要な要援護者について、日頃からの見守り活動等を通じた地域住民相互による支え合い・助け合い体制を構築しておくことが重要です。災害時要援護者支援制度の周知と市民理解を深めるとともに、災害時における円滑な避難所運営の確保や地域における防災・減災の取り組み支援のほか、地域防災リーダーの育成など、地域連携による防災力の向上の取り組みを進めます。

- 災害時要援護者情報登録制度について、より分かりやすい地域向け説明資料の作成などにより、地域の防災体制づくりにあたる地域団体や地域住民一人ひとりへの制度周知・制度理解を進めながら、地域の実情に応じた避難支援の仕組みづくりを推進します。
- 地域における避難所運営マニュアルの作成や地域防災リーダーの育成を進めます。
- シンポジウムの開催や教育現場における防災教育など、防災意識の普及啓発を強化します。
- 福祉避難所の機能強化や災害ボランティア養成事業を実施します。

4 地域と社会資源との多角的・重層的な交流連携の推進

地域にある課題や公的な福祉サービスに関する情報を住民・関係機関・行政とで共有できる仕組みづくりを進め、分野別の専門相談支援機関の相互連携を強化するとともに、地域住民が行政や関係機関に円滑につながることができるネットワークづくりに取り組みます。

施策の方向 4-1 地域における相談支援機能の充実

市民意向調査結果においても、6割を超える方が、身近な地域で安心して生活をしていくために必要な市の施策として、「身近な場所で、相談できる窓口を増やす」を挙げ、最も多くを占めています。多様化・複雑化する保健福祉ニーズや、複合的な課題を抱えた世帯に対応するため、各専門機関等における総合的な相談支援機能の充実が必要です。

身近な地域の相談役である民生委員や各福祉施設等における相談支援機能のさらなる充実を進めるとともに、こうした相談支援機関等が地域にひらかれ、誰もが気軽に相談しやすい環境づくりに取り組みます。

- 民生委員や障害者相談支援事業所における相談、高齢者に関する相談窓口としての地域包括支援センターや子育て支援施設における相談支援など、身近な地域における相談機能の充実を図ります。

重点施策

施策の方向 4-2 地域を構成するさまざまな主体間の重層的ネットワークの構築

社会全体の人口減少や高齢化等に伴う著しい社会情勢の変化のもと、地方創生の実現に向けた取り組みが重要視されています。高齢者のみならず、障害者や子育てなども含めて、相談支援事業者、医療機関や企業、行政などの地域を構成するさまざまな主体間・分野間の連携を強化しながら、地域住民によって発見された課題が、専門相談支援機関につながり、地域全体で解決を図っていくための重層的なネットワークの構築を促進します。

- 多職種連携による会議の開催の促進などにより、複合的な課題や困難な問題を抱える世帯の情報を共有し、関係機関等が連携しながら総合的な支援を提供できるネットワークを構築します。また、地域単位・区単位・全市単位など段階的に組織・開催されている会議間での情報共有や検討事例等のフィードバックなどにより、異なる圏域間のネットワーク強化に取り組みます。
- 地域における保健福祉ニーズと企業による社会貢献活動とのマッチングにより、企業の力を地域福祉活動に活かす企業連携の仕組みづくりの検討を進めます。

施策の方向 4-3 生活困窮者等の自立支援の推進

近年の雇用情勢の変化の中、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う体制の構築が求められています。仕事、住居のほか、心身状態の悪化、借金、家庭・人間関係といった、問題を複合的に抱える生活困窮者に対して、個々の状況に応じた就労支援や生活支援などを包括的に提供し、課題が複雑化する前の早期自立を促進します。

- 生活や仕事探して困っている方のさまざまな悩みに対してワンストップで対応する相談窓口を設置し、相談員が関係機関と連携しながら、自立支援のためのプランを作成するなど、伴走型の就労支援や就労準備支援、生活支援などを進めます。また、住居面や学習面での支援事業を行います。
- 税や公共料金の徴収機関、医療機関や学校など、多様な市の部署で構成される組織横断的な会議の設置や外部機関との連携により、生活困窮者を把握した場合の自立相談支援事業へのつなぎや、他施策との組み合わせなどによる包括的な支援体制の構築を促進します。

5 確かな地域保健福祉基盤のもと誰もが自立・共生できる環境づくりの促進

多様化・複雑化する地域課題に対応し、住民一人ひとりに適切なサービスを持続的・安定的に提供できる取り組みを進め、誰もが安心して日常生活を送ることができる環境づくりを進めます。

施策の方向 5-1 身近な地域における交流活動事業や団体・グループ活動への支援

地域の身近な交流は、地域保健福祉を向上させていくための基盤となるものです。地域住民が主体となったまちづくり活動を行う団体や地域保健福祉活動を担う団体等に対し、活動のためのノウハウの提供、各種助成事業、地域住民への広報などを実施し、活動の活性化を図るための支援を継続的に行います。

- 地域内の世代間交流や身近な地域での交流を通じて、コミュニティを活性化させる取り組みを行う団体や、ボランティア活動を通して日常的な情報伝達や安否確認を行う団体等への支援を継続的に行います。
- 民生委員や老人クラブなど地域保健福祉活動を行う団体等に対し、活動の活性化を図るための支援を引き続き行います。

施策の方向 5-2 バリアフリーのまちづくり

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが安心して地域の一員として生活していくためには、バリアフリーの考え方が大切です。誰にとっても使いやすい施設や交通環境の整備のようなハード面でのバリアフリーとともに、障害のある方などへの理解を深め、自然に支え合える「心のバリアフリー」の普及を推進します。

- 「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」や「仙台市バリアフリー基本構想」などに基づき、建築物、道路、公園などの施設が障害者、高齢者等にとっても、利用しやすいものとなるよう、施設の整備を進めます。また、それらの効用を引き出す市民や事業者等への普及・啓発活動を促進します。
- 障害のある人もない人も共に暮らしやすい共生社会の実現を図るため、差別解消を推進するための条例を制定し、障害理解の促進をはじめとする差別解消のための取り組みを推進します。

施策の方向 5-3 権利擁護の推進

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加、また、障害のある方などの「施設から地域生活への移行」のさらなる進展により、福祉サービス利用者の権利擁護の取り組みの必要性がますます高まっています。住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、権利擁護の取り組みの体制整備や機能強化、成年後見制度の利用促進、市民後見人の養成などを推進します。

- 保健福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理サービスなど、サービス利用者の権利擁護の取り組みを推進します。
- 成年後見制度について、理解の向上や関係機関の連携、市長申し立ての取り組みなど、制度の活用を促進します。また、制度普及による専門職後見人の不足等を見据え、市民後見人を養成する取り組みを促進するとともに、市民後見人が円滑に活動するための環境整備に取り組みます。

施策の方向 5-4 保健福祉サービスの充実

地域保健福祉ニーズの多様化・複雑化に対応できるよう、既存の公的福祉サービスの評価等による見直しや拡充、関係者等の知識・技術の向上を図るとともに、地域を取り巻くさまざまな視点に立ったサービス創出のための取り組みを推進します。また、市民が利用・選択しやすい情報提供に努め、市民ニーズを適時把握しながら、適正な質・量のサービスを持続的・安定的に提供するための取り組みを推進します。

- 保健福祉サービスに専門的に携わる関係者のスキルアップのための研修などを通じて資質向上を図ります。また、各種研修について、定期的に内容を見直し、さらなる専門性の向上を図ります。
- 保健福祉サービスの充実に向け、評価等を行いながら、サービス内容の見直しを図るとともに、必要なサービスの創出に取り組みます。
- 利用者にとって分かりやすい情報の提供や、利用者の声などによるニーズ把握・需要予測により高齢者施設や障害者施設を整備するなど、社会情勢の変化に応じた質・量のサービスを持続的・安定的に提供できる取り組みを進めます。

第6章 計画を推進するための取り組み

1 仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

本計画の策定にあたって、高齢者、障害者、子育てといった個別分野を超えて社会福祉を総合的に推進するため、福祉関係団体、医療関係団体、ボランティア団体、NPO、町内会、学識経験者などによる「仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」（以下「地域福祉専門分科会」という。）を平成27年3月に設置しました。地域福祉専門分科会では、地域の実情を踏まえた上で、本計画の進捗管理、評価を行います。

(1) 意見・評価結果の公表

「地域福祉専門分科会」における意見・評価結果等について、ホームページに掲載するとともに、市民からの意見等を施策展開の参考とします。

(2) 意見の反映

「地域福祉専門分科会」の意見を踏まえ、地域の保健福祉ニーズに合致した施策展開を行うため、施策内容の見直し、新規施策の実施に関する検討を行います。

2 市の関係部局内の連携

本計画は、地域保健福祉推進のための計画であり、高齢者、障害者、子育て、健康などの分野別計画における取り組みとの連携が不可欠です。そのため、市民の皆さんや「地域福祉専門分科会」の意見を反映させながら、関係部局や区役所との連携を強化するとともに、担当分野の枠を越えた組織横断的な施策展開や市民との協働による地域保健福祉の推進を図ります。

3 市社会福祉協議会との連携

本計画と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とが一体となり、施策の推進にあたっては、両者が密に連携を図るとともに、相互にそれぞれの役割を活かし、地域福祉の現場の声を共有しながら、身近な地域での地域保健福祉の推進を図ります。

第3期仙台市地域保健福祉計画（中間案）

平成27年11月
仙台市健康福祉局健康福祉部社会課